

交 対 協 第 6 8 号
令 和 3 年 1 1 月 1 日

静岡県交通安全対策協議会
実施機関・団体の長 様

静岡県交通安全対策協議会会長
静岡県知事 川 勝 平 太

飲酒運転抑止に関する注意喚起について（依頼）

日頃から、地域の交通安全に関して多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内の飲酒運転事故につきましては、10月27日（水）現在、速報値で、件数は前年同期比で20件減の42件、死者数は3人減の0人となっており減少傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言が解除され、飲食店への時短要請が全面的に解除されたことによる飲酒機会の増加等により、飲酒運転の増加が懸念されます。

このため、県警では11月1日（月）から12月31日（金）までの間、「しずおか・アフターコロナ飲酒運転・ストップ作戦」と銘打ち、交通指導取締りや飲酒検問等の飲酒運転抑止対策を実施しております。

つきましては、事業所の皆様方におかれましても、従業員から飲酒運転の当事者を出すことのないよう、「飲酒運転をしない・させない」等の指導のほか就業時や運転前におけるアルコールチェッカーの使用等に御配慮くださるようお願い申し上げます。



事務局 静岡県くらし・環境部
県民生活局くらし交通安全課
交通安全班 鈴木
電 話 0 5 4 - 2 2 1 - 2 5 4 9
F A X 0 5 4 - 2 2 1 - 5 5 1 6
E - m a i l kurashi-kotsu@pref. shizuoka. lg. jp